

2月は相続登記「**オンライン申請!?**」はお済みですか月間です。

登記のオンライン申請（実践編）

相続登記からはじめるオンライン申請

決済性のない登記申請から始めてみましょう。早くもオンライン申請がスタンダード!?
やってみたら意外と簡単・便利・おもしろい!?

- 申請準備はこれまでと同様※1
- 法定相続なら相続関係説明図のみPDF化※2
- 遺産分割協議、相続放棄や特別受益等があれば当該書類もPDF化※3
- あとは申請書作成支援ソフトで申請書を作成してオンライン申請するだけ※4
- 登録免許税の軽減措置（租特法84条の5）も最大限活用しましょう※5
- 特例（別送）方式でも登記識別情報は書面で取得できます。※6

※1 もちろんパソコンの環境設定は必要です

※2 戸籍や除籍などのPDF化は不要です。もちろんPDFデータに電子署名も不要

※3 登記原因を証するに必要なところだけのPDF化でOK 印鑑証明書のPDF提出は不要です。

※4 登録免許税は印紙で納めることもできます。2日以内に別送書類を持参・送付するのもお忘れなく。

※5 申請を分けたからといって、単純に報酬を加算させるのは倫理上の問題があります。

※6 特例方式ですと登記完了証はデータでの取得になります。

相談窓口が拡充しています

ご自身の契約している申請書作成ソフト提供会社（ベンダー業者）や各単位会のオンライン実務担当者※7に聞いてみましょう。日司連ネット（NSR2）や法務省のオンライン申請システム操作サポートデスク shinsei-help@moj.go.jp でも、オンライン申請システムの操作に関する質問を受付しています。

※7 日司連では各単位会における2名のオンライン実務担当者の選任を要請しています。

便利になっています

○インターネット登記情報提供システムの提供時間が1月21日から平日午後9時まで延長しています。申請書の不動産情報入力には無料でデータ（一部）をダウンロードできます。これで入力ミスの心配なし!?

○外字だって大丈夫。戸籍統一文字情報

<http://kosekimoji.moj.go.jp/kosekimojldb/mjko/PeopleTop/>から入手可能です。